

あすから幼保無償化

消費税増収分を財源に

幼児教育・保育の無償化が十月一日から始まる。三歳児は原則全世帯、〇歳児は所得の低い住民税非課税世帯を対象に、認可保育所や幼稚園の利用料を無料にする。子育て世帯の経済的負担を軽くして出生率向上につながる狙いで、同日から始まる消費税増収分を財源に充てる。

政府は、高齢者に手厚かった社会保障制度を若者世代に振り向ける「全世代型」への転換を図っており、幼保無償化はその手始めだ。ただ、新たな保育需要を呼び起こし、待機児童問題が悪化する恐れもある。

幼児教育・保育無償化制度	
0~2歳	3~5歳
幼稚園	認可保育所 認定こども園など
無料	無料 (一部の私立は月2万5700円まで無料)
住民税非課税世帯に限り無料	無料
認可外保育施設 ベビーシッターなど	認可外保育施設 ベビーシッターなど
住民税非課税世帯に限り月4万2000円まで無料	月3万7000円まで無料

保育の質でも懸念が残る。年間約三百万人が対象となる見込みで、本年度予算は半年分で三千八百八十二億円に上る。幼稚園の一部は月二万五千七百円を上限に利用料を補助する。認可外保育施設を利用する場合も、上限付きの利用料補助となる。共働きなどで「保育の必要性がある」と自治体から認定を受ける必要がある。補助上限は三歳児は月三万七千円、住民税非課税世帯の〇歳児は月四万二千円。

認可外は保育士の人数など国の指導監督基準を満たす必要があるが、満たない場合でも経過措置として五年間は補助の対象とした。ベビーシッターや病児保育などのサービスマンも月三万七千円を上限に補助。一方、インターナショナルスクールや朝鮮学校幼稚園などは原則対象とならない。どの施設も給食費（二一

五歳児）や送迎費、行事費などは無償にはならず、保護者の自己負担となる。ただし年収三百六十万円未満の世帯と、第三子以降は副食費（おかず代など）が免除される。独自に利用料や給食費を手厚く補助する自治体もあり、実際に保護者が負担する額は自治体や施設によって異なる。